

令和8年 第5回 新富町農業委員会会議録

(令和8年5月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 8 年 第 5 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 8 年 5 月 2 8 日 (木)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 8 年 5 月 2 8 日 午後 1 時 3 0 分 議長 閉会 令和 8 年 5 月 2 8 日 午後 1 時 4 7 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	11 番 中山 真一 委員 12 番 仲原 亨 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐兼係長	嶋末 剛	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
	会計年度任用職員	木村 友香	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

報告第2号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第25号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第26号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議長 ただ今から、令和8年第5回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 4月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 （報告事項を報告）

議長 この件について質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、11番 中山 真一委員、12番 仲原 亨委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 これより報告案件を議題といたします。
日程第3 報告第2号「農地法第18条第1項の規定による許可申請承認について」、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、報告第2号についてご報告いたします。第3回定例総会において、農地法第18条第1項の規定によります契約解除について、会長専決処分により進達を行うことについてご承認いただきました。18ページのとおり1件の解約の意思を示す申請書が提出されましたの

で、進達を行いましたことをご報告いたします。なお、申請者の方が亡くなっていますので、申請書については相続人代表者・次女に当たる方が申請人になっています。なお、未提出は残り2件となります。報告は以上になります。

議長 ただ今、報告が終わりましたが質問等はないですか。

議長 この件については終わります。

議長 次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■の田で472㎡です。所有権移転の経営規模拡大で兄妹間での無償贈与となっております。なお、取得後は野菜を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 ないです。

議長 その2について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■の畑で10,131㎡です。賃貸借権設定で10aあたり■■■■■円となっております。本件農地は現況が茶畑で、以前から相対で貸借をされていたそうですが、今回、正式に許可を得て契約をし、これまで通り茶畑として利用するとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、茶畑が管理されており、問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 23 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 23 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 24 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字富田北■■■■で、登記地目現況共に畑の 399 m²です。場所については、しんとみ温泉サン・ルピナスから南に■■mほど進んだ土地になります。（航空写真で位置を説明）申請内容は一般個人住宅建築になります。2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されているため、第 3 種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 3 番 山口弘安 委員

山口 3 番山口が現地調査の報告をいたします。事務局から説明がありましたが申請地の周りはずでに転用の許可が下りており、また、排水も道路側溝に接続するということで何ら問題ないと思います。以上です。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

現地調査資料の 3 ページをご覧ください。譲受人は■■■■・■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字富田南■■■■で、登記地目現況共に畑の 336 m²です。場所については、第 10 部消防機庫から西に■■mほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明) 申請内容は一般個人住宅建築になります。4 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されているため、第 3 種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告をいたします。事務局から説明がありましてとおり申請地の周りは宅地に囲まれており、周囲にブロックを設置し土砂の流失を防ぐということです。また、排水も道路側溝にて処理するというので何ら問題ないと判断しております。以上です。

議長 ただ今、議案第 24 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 24 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 24 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

11 番 中山真一委員

中山 11 番中山がその 1 について説明いたします。所在は新田■■■■■■■の畑で 2,484 m²です。買受申出者は■■■■■さんで養鶏業を営んでいる方です。譲渡人は■■■■■さんで、どちらも■■■■■の方です。対価額は■■■■■円で 10a 当たり■■■円で公告年月日は令和 8 年 5 月 28 日です。この件は価格が少し安いんですが、この土地は山の中にあって道も宅地の間を通って行かなくてはいけなのでこの価格になりました。なお、これは山口委員との共同あっせんです。

議長 次に、その 2 及びその 3 の所有権移転については、関連がありますので一括して関係委員の説明を求めます。

16 番 出口幸一郎委員

出口 16 番出口がその 2 とその 3 について説明いたします。所在は大字日置■■■■■■で登記は宅地ですが、現況は畑になっています。譲渡人は宮崎市清水■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の■■■■■さんです。10a あたり■■■円で対価額は■■■■■円です。次にその 3 ですが、所在は日置■■■■■■■■で畑です。譲渡人は高鍋町の■■■■■さんです。10a 当たり■■■円でどちらも買受申出者は■■■■■さんです。公告日は本日です。こちらは、井崎委員との共同あっせんです。

議長 ただ今、議案第 25 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 25 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 25 号については承認されました。

議長 次に、議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 26 号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 40 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 26 号についてご説明いたします。

農地中間管理事業の日置田地区ほか、個別案件で、賃貸借 33 件、使用貸借 7 件の計 40 件になります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 26 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 26 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 26 号については承認されました。

議長 以上で、令和 8 年 5 月 28 日開会の第 5 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____